事 務 処 玾 フ 义

事務名 都市計画法第57条第2項/事業予定地内の土地の先買い等

作成部署 都市整備局市街地整備部管理課用地担当 電話31-211

《事務処理フロ一図》 標準処理期間 計 30日 予定対価額で 売買成立 有償譲渡の届出 申 請 通 通 知 知 買 買 () 届 い 取 取 出 b る 先 な い て 指 定さ 30日 れ た 窓口受付 買取りの諾否の検討 者 相手方り渡そうとする

《事務処理フロー図の説明》

| 項番 | 項目 | 説 明 |
|----|----------------|--|
| 1 | 有償譲渡の 届出の受付 | 事業予定地内の土地を民々で売買する場合、予定対価額等の届出が義務づけられており、これを受付けます。 |
| 2 | 買取りの諾 否の検討 | 届出のあった土地の権利関係の調査を行い、予定対価額での買取りについて検討し、諾否を決定します。 |
| 3 | 申請者への 通知 | 申請者に買取りの諾否について通知します。 買い取る旨の通知を受けた場合は、予定対価額で 売買成立となります。 買い取らない旨の通知を受けた場合、又は届出が あった後30日を経過した場合は、譲り渡しの相手方 と売買できます。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |